

特別融資制度推進会議設置要綱第3の4の(1)のイの(ア)の農林水産省  
経営局金融調整課長が別に定めるもの

特別融資制度推進会議設置要綱(平成13年9月12日13経営第2931号農林水産事務次官依命通知)第3の4の(1)のイの(ア)の農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものは、次に該当するものとする。

人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知)2の(1)の実質化された人・農地プラン(同通知3の規定により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン及び同通知4の規定により実質化された人・農地プランとして取り扱うことができる同種取決め等を含む。)

附 則(令和2年3月30日付け元経営第3264号)  
この通知は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月29日付け2経営第3433号)  
この通知は、令和3年4月1日から施行する。